

## 船舶インシデント調査報告書

平成28年12月15日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（燃料不足）
発生日時	平成28年7月12日 07時55分ごろ
発生場所	北海道新ひだか町 <sup>みつし</sup> 三石漁港南西方沖 三石港外南防波堤灯台から真方位210° 1.0海里付近 (概位 北緯42° 13.7′ 東経142° 32.3′)
インシデントの概要	漁船 <sup>かいよう</sup> 海洋丸は、航行中、燃料油が欠乏して運航不能となった。
インシデント調査の経過	平成28年7月15日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 海洋丸、1.41トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-92007（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 霧、風向 南西、風力 2、視界 不良 海象：波高 約0.5m 新ひだか町では、7月8日05時12分に濃霧注意報が発表され、 本インシデント時も継続中であった。
インシデントの経過等	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、<sup>こんぶ</sup>漁の目的で、霧により視界が制限される状況下、僚船と共に北海道浦河町<sup>おぎふし</sup>荻伏漁港を出港し、同漁港の南東方約800mの漁場に向かった。</p> <p>本船は、船長が、濃霧により僚船を見失ったうえ、陸岸を視認することができないまま航行を続け、見覚えのある漁港が見え、同漁港が荻伏漁港の北西方約17kmに位置する浦河町<sup>はるたち</sup>春立漁港であることに気付いて向かったが、途中で燃料油が欠乏し、主機が停止した。</p> <p>船長は、本インシデント発生場所付近の定置網のボンデンにロープで本船を固定し、救助を待った。</p> <p>本船が所属する漁業協同組合は、僚船が引き返してきたものの、本船だけが帰港しなかったため、海上保安庁に救助を要請した。</p> <p>本船は、捜索に当たっていた公益社団法人日本水難救済会に所属する船に発見され、えい航されて三石漁港に入港した。</p> <p>船長は、本インシデント当日、燃料油の残量が約25ℓであることを確認し、出港した。</p> <p>本船は、約10ノットの対地速力で航行時、1時間で約25ℓの燃料油を消費していた。</p> <p>本船は、GPSプロッター等の航海計器を設置しておらず、船長</p>

	<p>は、携帯電話を所有していなかった。 船長は、救命胴衣を着用していた。</p>
<b>分析</b>	<p>本船は、霧により視界が制限される状況下、約1時間の航行が可能な燃料油で出港し、船位を確認できないまま航行を続けたことから、燃料油が欠乏し、主機が停止して運航不能となったものと考えられる。</p>
<b>原因</b>	<p>本インシデントは、本船が、霧により視界が制限される状況下、約1時間の航行が可能な燃料油で出港し、船位を確認できないまま航行を続けたため、燃料油が欠乏し、主機が停止したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>参考</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事前に気象情報を確認し、濃霧注意報等が出ているときの出漁は控えること。</li> <li>・ 自船の位置を把握できるGPSプロッター等の航海計器を設置することが望ましい。</li> <li>・ 濃霧に遭遇して視界が制限される状況になった場合、航行を中止し、安全な海域で錨泊等により視界が回復するまで待機すること。</li> <li>・ 無線の設置や緊急連絡用に携帯電話等を所持することが望ましい。</li> </ul>